

一般質問発言通告要旨

通告者 6番 田口寿宜

税と施策・事業と市民生活

行政は、市民の皆様が汗水流して、一生懸命に働いて稼いだお金から、税金を納めていただき、仙北市の発展、及び市民生活の向上に向け、各種施策・事業に取り組んでいる。

しかし、市民の皆様方、とりわけ現役世代の若い方々からは、働けども、働けども、子育てや税金等の公共料金にお金がかかり、厳しい中での生活を送っている、という声が多数聞かれる。

私達には、納税の義務があり、税を含む公共料金を納めなければならないが、その義務が生活を圧迫するというのは本末転倒である。

目に見える形で還元されているもの、そうでないものが混在している状況の中、そして、人口減少が進むと共に、市民生活が厳しさを増している中で、納めていただいた税を含む公共料金が、市民の皆様にしっかりと還元され、少しでも心に余裕が持て、市民の皆様の笑顔が多くなる仙北市を目指して行かなければならない。

そのためにも、今一度、原点に立ち返り、施策・事業を通じて、いかに市民生活を豊かにするのかを、真剣に考える時期にきているものと感じる。

そこで、次の点について、市長、及び市当局の所見を伺う。

1. 市民生活の状況の把握・分析をしっかりと行ったうえで、施策・事業の展開を図ることが基本であると考えますが、市当局では、どのように状況の把握・分析を行っているのか。
2. 市民生活が豊かになってきた、という状況を、目に見える形で、しかも肌で感じ取ることによって、施策・事業の結果が出てくるものと考えますが、そうした状況は、実際に感じ取られているのか。
3. 入湯税について、事業者の皆様から、観光施策を通じて、しっかりと目に見える形で還元すべき、という声が多数ある。今年度予算では、観光関係にも配分されていたが、今後、どのように効果と結果が現れるのか。
4. 子育て関連の施策・事業では、所得制限を設けているものが見受けられる。制限を受けている世帯でも、今後の本市の人口状況を、少しでも打破するべく思いを抱いている方々が少なくない。そうした思いを踏まえ、所得制限のあり方について、今後検討を加えるべき、と考えるがどうか。

一般質問発言通告要旨

通告者 7番 大石 温 基

1. 診療所はどうなるのか。
神代診療所の伊藤先生はなぜ辞めていったのか。
常勤医の目安は。
2. 市道法面の草刈りや側溝の掃除は。
現在は各自で行っているが、これからは難しくなるのでは。
3. 産業発展に向け、観光業、商工業、農林業、市が1つになって話し合われているのか。
4. 市長の約束の1つに、上下水道の推進、地域内交通システムの確立など、ライフラインの充実に努めます、とあったが、どの程度進んでいるのか。

一般質問発言通告要旨

通告者 14番 伊藤 邦彦

1. 市営落合球場（他）について伺う

毎年6月に行われる、全県少年野球、大曲・仙北地区大会は、17校が3地区ごとに分かれ全県出場を目指し、熱戦を繰り広げてきた。仙北市内中学校5チームが入る第2地区は、落合球場を会場として開催されてきた。

しかし、今年からブロック型体が変わり、大曲仙北17校を一本化し、それを3ブロックに分けての開催となった。従来の大曲仙北第2区8校は、全県一の激戦区で他地域と比べ、生徒達の全県への夢が遠いと不公平を訴えてきた者として、この度の改革は結構なことと感じる。しかし、その改革により大会の使用球場が中仙・神岡・大曲の各球場となり、落合球場は除外された。長い歴史のある同大会が、初めて角館を会場としない、この事への不平不満が入り混じった複雑な想いの大会となった。

そこで落合球場が除かれた、その訳をお伺いする。合わせてこの事実関係を野球関係者はもとより中体連、高野連などに通達を出し、前後策を検討されたかを伺いたい。

次に、落合球場の改修について伺う。

平成24年度に都市公園安全安心対策事業に基づき、生保内野球場は改修に入り、翌25年度に完成した。これは、総合計画の第一次実施計画書に基づき、野球場施設の老朽化が著しい部分の改修工事を行ったものと理解している。

そこで、生保内球場が終われば、落合球場の改修工事に入ると明記されているにもかかわらず、次年度に入っても一向にその動きは見られない。実施計画に上がっていたものが変えられたという事は、誠に遺憾であり、改修を期待する多くの関係団体にどう説明するのか伺う。

また、今後どのような手順でどのような改修整備に向かうのか、具体的に伺いたい。

次に、現在の仙北市のスポーツ施設は、大半が老朽化が進み市民が利用しにくい状況にある。例えば落合球場のスコアボード、国際ルールの変更に伴いSBOがBSOに変わった。その1つをとっても、変更されて数年経過しているにもかかわらず、依然として改修されていない。同球場では全県大会的大会も生まれ、他市町村の選手も多く参加されるが、改修されないままの姿に、私共、野球関係者は誠に申し訳なく恥心を感じているところである。

そのような大きな大会の開会式には、多忙の中、市長にもご出席いただき、大会に花を添えていただいている事に感謝しているところでもあるが、それらの機会に幾度かBSOについて願い出ているにもかかわらず、現状は変わらず…願い出ても動かず、黙すれば気付かず。このような当局の姿勢を、市長はいかがお考えか伺う。

また、旧角館東小学校グラウンドのフェンスもボロボロ・デコボコ・ガタガタに傷んでいる。この件も当局にお話ししてあるが、現場を見てみるとの答えだった。いかようであったのか、改修計画はどうか伺いたい。

合わせて、西明寺中学校野球場バックスクリーンについて伺いたい。当件は、私は当局との理解を得られている案件と認識している。深く話し合われ、あれから7年近くに

もなる…忘れ去られたのか、消されてしまったのか。「約束を実行に移す」これが行政と市民との信頼関係の原点だ。

遅々としている理由、そして計画を伺う。

2. 道路！神代中央線について伺う

本線は、総延長 2,506m 早期完成を目指し平成 17 年度に着工された。着工以来 11 年、いまだ未開通区間が 936m、完成率 62% にすぎない。全線開通は、これまでに土地を提供された方々始め多くの住民が待ち望んでいる。

遅々として進まないその要因は何か…また、その見通しを伺う。

3. AED（自動体外式除細動器）について伺う

標題 AED は、突然意識を失った方の救助のために欠くことのできない機器である。AED を用い人命を救うには、現場に救急隊が到着する、時間にして 10 分、距離にして 7 km が救命率を高める限界と聞く。

私が暮らす西木町西明寺地区は、角館消防署から約 8 km、同西木分署からも 8 km で限界のエリアポケットに入る。

近々の西木庁舎に 2 個、クリオンに 1 個、小・中学校に各 1 個備わってはいるが、いずれも夜間は施錠でその役割を果たしていない。そこで、AED 機器を施錠の外部に設置できないものか…

観光立市でもあるが、いかなる場合でも使用を可能とする体勢を全市的に取るべきと思うが、伺いたい。

一般質問発言通告要旨

通告者 16番 八 柳 良太郎

1. 安全安心な教育環境の構築について

東日本大震災の翌年平成 24 年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らの命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となった。

平成 25 年 2 月 26 日、教育再生実行会議においても、①社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定、②いじめが起こった場合の適切な指導、③罰禁止の徹底と、子供の成長を促す部活動ガイドラインの策定等を内容とする第一次提言が取りまとめられた。

一方、文部科学省では、東日本大震災の教訓も踏まえ、耐震化、天井等の非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策などの学校施設の安全確保や、登下校を含めた学校における安全対策を推進しており、本市でも平成 27 年度に全小中学校の耐震化を終了した。

しかし、通学路の安全については、平成 24 年 4 月以降、登下校中の児童等が巻き込まれる事故が、相次いで発生したことを受け、同年 4 月 27 日に文部科学大臣から、「学校の通学路の安全に関する緊急メッセージ」を出し、各地域の学校、警察、道路管理者等が、一層連携・協働して、通学路の安全点検や安全確保に努めるよう要請した。

平成 25 年 3 月議会で、これを受けて本市でも平成 24 年 4 月「通学路の緊急合同点検」が実施された。

その結果、本市では 24 ヶ所が危険及び要対策か所となった。

平成 25 年 3 月議会で、熊谷議員への答弁として報告されたのは、平成 24 年度対策済 13 ヶ所、平成 25 年度は 8 ヶ所、平成 26 年度以降対策が 3 ヶ所であった。

その後の結果についてお聞きする。

- (1) これらは 7 小学校、5 中学校の通学路分か、平成 25 年度以降の 11 ヶ所は全て危険対策済みか。
- (2) 横町から橋の歩道を渡って桜美町へきて横断する子、そのまま直進して藤田ギフト前の横断歩道を渡り北側の歩道へ渡る子、車の通行量も朝の通勤時間帯と重なり大変危ない。道路に突き出た電柱と向かいの歩道の距離はわずか 4m である。軽自動車の幅はバックミラーを含めると約 2m 弱、軽自動車同士電柱横ですれ違っても歩道へはみ出ることになる。

横町橋の桜美町側街灯はやはり暗い。夕方の車の多さは格別である。小中生は朝とは違い歩道を歩いて橋の前で横断して橋の歩道へ渡る。町民の多くが横断の 때가危ないと感じている点である。

電柱移動経費は、光ファイバー線が取り付けられたことにより、数年前に質問した時は 3 千万円程と聞いた。そんなにかかるかと思ったが、それだけかかることは調査で分った。今までは建物があつたので、改良工事を進めるのは難しかった。

このお盆前に道路に面した建物が壊され更地になった。チャンス到来ではないか。

死亡事故が起こってから道路改良が進むという事例は多い。その前になんとかしたいものである。

- ① これだけの危険な通学路は県内、郡内、市内にほかにあるのか。
- ② 横町橋の桜美町側の角館中学校への通学路途中の電信柱付近は、改善箇所となっているのか。
- ③ 電柱移動がいいのか、電柱もグリーンベルトも含めたもう少し広い歩道を南側につくるか、もしくは横町橋の上流に歩道をつくるか。どの案を採用するのか。
- ④ 桜美町側街灯のLEDの明るさをもう一まわり大きい200ワットに出来ないか。
- ⑤ 橋の上流から橋に渡ろうとして左折する場合、欄干が高くて見えない。しかも横町橋の欄干は左右高さが違う。運転しやすいように同じく低くすべきではないか。
- ⑥ 平成28年度中に、岩瀬北野線は開通するのか。開通部分全線に歩道はつくのか。

2. さくら祭りの緊急活性化策について

古城山から眼下に広がる桧木内側の景色を、市民・観光客に頂上からも下からもきれいにってもらうために

- (1) 環境美化事業に取り組む角館地域運営体の古城山再生事業は、どのようになっているのか。
- (2) 古城山から「うそ」を追い払う行動は、どこからどこまでか。山で実行しているのか。
1月初旬から状況を見ながら、猟銃を使用して追い払う必要があると思うが。
- (3) 4月末から咲く遅咲きの桜「関山」等を植える計画をたてるべきでないか。

3. 庁舎の建設について

ここ数年「観光客数は減っているのではないか」という声を度々聞くようになった。平成25年度市の入込数は県統計によれば5,637,844人、平成26年は4,940,929人である。

本市には行祭事、イベント、名所旧跡等観光資源が多い。

武家屋敷は、観光地点では全県の第2位、4位田沢湖、5位玉川温泉地区、6位高原水沢地区となっている。

- (1) 町づくりのスローガン「北東北の観光交流拠点都市をめざす」を単なるスローガンで終わらせない為には、この庁舎建設を機に市の施策の全体を、観光に結びつける必要があるのではないか。

観光の桜まつりだけでなく、伝統行事でありながらもきわめて観光行事色の強い角館のおまつり、100キロマラソン、田沢湖マラソン等入込数を増やせる行事等が多いと思われる。

市も県にならい「観光文化スポーツ部」として、スポーツも交流の一環ととらえ、日帰りではなく宿泊を目指した、地域の活性化に結びつくように、組織改革をすべきと思うがどうか。

- (2) 駅前の庁舎は、新幹線利用客に直接PRできる場所なので、観光施策推進の本丸になると思う。

市民の声は、統合庁舎については「建てるとするなら財政負担の少ない建物にしてほしい」というのが正直な声だと私は思う。

しかし、お金がかからない方がいいとのことで建てられなかったとすれば、分庁舎

の場合、サービスはそのままで後年度にわたって市民負担が少なくなるのか。

職員の会議の持ち方、意見集約、移動の時間など、地方自治法第2条第14項の自治体の事務処理の原則「事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」ということに反しないのか。

通告番号 5

一般質問発言通告要旨

通告者 17番 高久 昭二

市民生活を大切にし、希望の持てる仙北市をめざして。

1. 田沢湖卒田黒倉地内太陽光発電メガソーラー民間事業に対する、仙北市の安全対策及び行政指導、対応等について。
2. 株式会社司食品工業企業誘致不成立に伴う問題点、並びに仙北市の今後の対応、責任等について。
3. 仙北市乳頭温泉郷硫化水素業務災害に伴う、遺族の方々への仙北市の対応について。昨年3月18日、乳頭温泉郷カラ吹源泉施設作業中亡くなられた方々の、遺族への責任ある対応について。

一般質問発言通告要旨

通告者 3番 熊谷 一夫

1. 設計・積算の専門性を持つ市職員の採用を！

(1) 田沢湖クニマス未来館建設に伴う違算問題は、先日の議会全員協議会で覚書が示されました。今後も損害賠償請求などが行われ長引くものと思われます。設計事務所の瑕疵（かし）は当然ですが発注側として、4,200万円もの金額の差違を見抜けなかったチェック機能の甘さが招いた市側の体制も重大と思いますが、市当局の見解を伺います。

(2) 角館総合病院の建設予算の大幅な増額補正の時も、大仙市のように1級建築士の資格者を持つ職員の採用を提言しましたが、人事権を持つ市長は結局採用に踏み切りませんでした。そして、今また、設計・積算にかかわる重大な問題が発生しました。

今回の問題を受け、県南4市の1級建築士の在籍状況を聞いてみました。大仙市6名、横手市4名、由利本荘市2名、湯沢市1名(嘱託)という状況でした。皆、建築住宅課や建設課で業務を行い、積算基準等に則り積み上げたものを市職員、県職員の審査を受けて行っているとの事でした。「一般職員でも積算ソフトが入っているので、運用してチェックしていれば大丈夫の筈だが、そこは専門の知識を持った職員との違いはある。」と課職員は話しておりました。さらに大仙市では、採用後、1ヶ月程度のスキルアップ研修を行わせているとの事でした。

本市では、これからも公共の建築物の建設や解体、設計・積算にかかわる事業が数多くあります。外部委託ではなく、チェック機能と責任ある体制を市自らが築き、市民の信頼を得るためにも、設計・積算の専門性を持つ1級建築士の職員採用を提言するものでありますが、人事に関しての市長の見解を伺います。

2. 「食品ロス」の削減推進と「フードバンク」支援活動を提案

まだ十分に食べられる食品が捨てられてしまう「食品ロス」は、家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆるところで見受けられます。農林水産省によると日本では年間1,927万tの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い632万tが食品ロスと推計されています。

既に先進的な自治体では、様々な食品ロス対策が行われてきております。長野県松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ「30・10運動」を進めております。国連は、2030年までに世界全体の一人あたりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。そこで、本市においても、まずは学校や幼稚園、保育所など教育施設における学校教育や食育・環境教育などを通じて、食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思うがどうか？また、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における「飲食店で残さず食べる運動」や「持ち帰り運動」宴会の30・10運動の展開など、市民、事業者が一体となった取り組みを進めることが重要であると思うがどうか？見解を伺います。

次にNPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供

する「フードバンク」があります。国内では20年前から行われており、先月、秋田市内にある生活困窮者への食糧支援を行っている「フードバンクあきた」へ視察に行ってきました。現在、県内における貧困状態の子育て世帯は9.9%と、ここ20年で倍以上に増えている状況で、林代表は、「子どもが朝食を食べられない家庭がふえ、それがいじめや貧困の連鎖を生んでいる。決して、先進途上国だけの問題ではなく、秋田にも貧困があることをわかってほしい」と語っていました。8月31日には秋田市と制服リユースなどを行う「子供の貧困問題サポート事業」の協定を行っております。また、今月から高校生以下の子どもに無料で食事を提供する「子ども食堂」も月1~2回オープンします。【資料-1】、【資料-2】参照

そこで、伺います。

- (1) 本市の生活困窮者の世帯数は？困窮者世帯にどのような対応をしているか？
- (2) 災害用備蓄食品の有効活用の観点から、消費期限6ヶ月前などにフードバンク等への寄付等を行う考えは？
- (3) 秋田市や潟上市などのように、食品回収ボックスの設置をしてはどうか（秋田市社協・潟上市・すこえもんは常設、秋田市役所は期間限定）

3. 「国土強靱化地域計画」の策定により防災対策を強固に！

東日本大震災の教訓を機に、「人命の保護」「国家の重要機能維持」「国民の財産及び公共施設の被害最小化」「迅速な復旧復興」を基本目標として、平成25年12月に公布・施行された「国土強靱化基本法」では、その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県または市町村は、「国土強靱化地域計画」を定めることができると明記されています。

この「国土強靱化地域計画」については今後どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくすることができるとともに、計画策定後は、国土強靱化に係る各種の事業がより効率的かつスムーズに進捗することが期待できるため、国としては平成27年1月に「国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援について」を決定。具体的には国土交通省所管の社会資本整備事業や防災・安全交付金、また農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金さらには消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など32の関係府省庁所管の交付金・補助金などにおいて支援が講じられとともに、その交付の判断において一定程度配慮されることとなっております。【資料-3】参照

しかし、この「国土強靱化地域計画」の策定状況についてはあまり芳しくありません。（平成28年1月現在、33市区町村）いまだ多くの市町村が策定できていない状況にあります。

この8月30日には、台風10号により甚大な被害と死傷者が岩手県・北海道に出ました。今回の被災された皆様にお見舞い申し上げるとともに亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。本市でも平成25年8月9日には、供養佛地区で6名の死者が出た土石流災害が起きております。今回の台風が、もう少しずれていたならば、中山間地である本市に相当量の被害が起きたであろうことを思うと背筋が凍る思いがいたします。まして、豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊、増水による被害状況を見るたびに、本市の防災体制は大丈夫なのかと心配もいたしております。

そこで伺います。

- (1) 今後も発生するであろう大規模災害から市民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から、「国土強靱化地域計画」を早急に策定・公表すべきと考えますがいかがでしょうか
- (2) いつ頃を目途に「国土強靱化地域計画」を策定しようと考えているのか、又、その内容等についてはどのようなものを考えているのか。
- (3) 本市の台風などの風水害に対する備えは万全か？防災対策の見直しを図る必要はないか
- (4) 策定に関しては、又、外部へ委託をするのか

一般質問発言通告要旨

通告者 11番 荒木田 俊一

1. 仙北市育英奨学資金貸与及び免除について

- (1) 現在の免除申請の状況は。
- (2) 奨学資金の原資はどのようになっているのか。
- (3) 会計上原資が減額なって不足する事態の対処はどうするのか。会計上、原資が減った取り扱いは。
- (4) 原資を出した人々や組織の想い、H24年に市内各奨学金の統合時の想いを受け止めているのか。どういう形で理解を求めたのか。
- (5) 奨学金を減にすることは目的外にならないのか。
- (6) 若者の定住支援の政策であるならば、仙北市の奨学金の利用者ばかりが対象となる支援策ではなく、別の方法にするべきではないか。

2. 簡易な土地改良について（条件不利地の解消）

- (1) 畦畔除去などの区画拡大等簡易な土地改良の事業が無くなっているが、どのような理由か。
- (2) 農家の事業復活の要望も多いように思うが、どう取り組んでいるのか。
- (3) 市内において、農地中間管理機構事業の中で、簡易な基盤整備が行われた実績はあるのか。
- (4) このままでは耕作放棄地の発生につながる恐れがある。市単独事業として取り組むべきと思うが、その可能性は。

3. 市有地、建物の活用及び処分について

- (1) 学校跡地や建物の活用はどうなっているのか。
- (2) 活用が無いのであれば、いつまで現状のままで管理するのか。
- (3) 所有する土地も多くあるが、活用する用途は。
- (4) 処分できる土地もあるのではないのか。

一般質問発言通告要旨

通告者 9番 黒沢龍己

1. 遊園地計画について

合併して11年目を迎える仙北市は、様々な施策や対策をやっている状況の中で、良い事または反対な事もあると思う。今年度から定住促進を進めるため外部や地元の住宅の補助制度も始まり利用したいとの声も聞いている。そうした中でこのような声もたくさん聞こえる。それは、仙北市には幼児・園児の休日に楽しむ場所が無いいため子どもを育てる環境を整えてほしいという声がお母さん方から聞こえてくる。そこで伺います。

- (1) 今、仙北市に遊園地としての場所は何カ所あるのか。
- (2) 多くの子ども達が遊べる遊園地計画はあるのか。ある場合は1ヶ所なのか。数ヶ所なのか。
- (3) 実施計画の可能性と場所について。

2. 落合野球場の飲料水について

この夏の大曲仙北中学校野球大会は、落合野球場の水道水が飲めない理由から開催できなかったと聞いている。この施設は平成10年に使用が始まり多くの野球ファンに利用される球場である。元々水源はなく井戸水での対応としてきたが、昨年に水質基準値から逸脱しているため飲料使用はできないとされた。そこで今後の対応について伺う。

- (1) 井戸の再掘削の計画なのか。
- (2) 上水道での計画でいるのか。
- (3) 早急な対策が必要と思うが、着工時期は。
- (4) 最善策の手法を検討しているのか。

3. 仙北市雇用対策、資格取得サポート補助事業について

市では、技術修得及び資格取得研修経費を補助している状況である。その要件、対象者補助金等のサポート事業を行っている。そうした中、建設労働者や職人労働者への資格取得に対しての補助、受講料助成について伺う。

- (1) 建設労働者、職人労働者への助成対象の要件と内容について。
- (2) 補助、助成に該当する職種はいくらあるのか。
- (3) 年齢制限はされているのか。